

みえデコ活マッチング・プラットフォーム事業業務委託仕様書

1 業務名

みえデコ活マッチング・プラットフォーム事業業務委託

2 業務目的

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、県民のさらなる意識変容と実行動の定着化を図るため、県民の各自のライフスタイルやニーズに即した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」に関する体験、相談、マッチングを一括で行うことができるプラットフォームを、リアルとデジタルで構築し、行動変容に対する意識や理解を県民に広く浸透させることで、県民が自然と「新しい豊かな暮らし方」を実践する社会を実現することを目的とする。

なお、本事業は、環境省の令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業）を活用し、実施するものであり、本事業の概要については、別紙1「概要資料」を参照すること。

（参考）環境省ホームページ デコ活補助金採択関連情報

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/subsidy/r5-r6/>

3 業務期間

契約締結日から令和7年2月20日まで

4 業務内容

【1】デジタル・プラットフォームの構築

本業務は、県内での「デコ活※」の定着を図るデジタル・プラットフォームとしてウェブサイトを作成し、運用するもので、以下の（1）～（5）に示す内容を満たすものを提案し、実施すること。また、委託者と協議して内容を決定すること。

※デコ活とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイルの転換を促すため、環境省が令和4（2022）年から展開している「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

（1）ウェブサイトの制作

ア 基本方針

（ア）あらゆる年齢の方が見やすく、県民や事業者等に気軽に脱炭素への関心を持ってもらい、デコ活アクション※に取り組む意欲を高め、実践を促進するような明るくやさしい雰囲気デザインのレイアウトとすること。

※デコ活アクションとは、環境省が「デコ活」を実践するための具体的な例として示す、住宅の省エネ化・再エネ導入（断熱住宅、省エネ家電、太陽光発電等）、電気自動車や公共交通機関の利用、クールビズ・ウォームビズ、食品の食べきり、宅配便を1回で受取るなどの活動です。

(参考) デコ活アクション一覧

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/action/>

- (イ) ユニバーサルデザインについて十分配慮したものであること。
- (ウ) スマートフォン、タブレット等に対応したレスポンスウェブデザインで作成すること。
- (エ) 保守性、可用性、拡張性に優れたサイトとなるよう設計すること。
- (オ) ウェブサイトは、「三重県情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に則って構築を行うこと。なお、「三重県情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」については、契約後に提示する。

イ ページ構成等

- (ア) 別紙2「ウェブサイト基本構成案」を目安とするが、項目及び内容を追加してもよいこととし、アクセスした利用者が分かりやすく快適に情報入手できるようなウェブサイト構成とすること。
- (イ) 将来のコンテンツ項目の追加にも対応できるよう配慮すること。
- (ウ) トップページは、本事業【2】で制作する「みえデコ活デジタル体験モール（仮称）」を掲載したうえで、利用者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすいデザインとすること。
- (エ) 関連するウェブサイトのバナーを設置できるようにすること。
- (オ) サイト内検索機能を設けること。
- (カ) 著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。
- (キ) 本事業【3】で実施する「みえデコ活共同体験・相談会（仮称）」の開催に合わせて告知等を行えるようにし、適宜ウェブサイトの情報を更新すること。
- (ク) 委託者が自由記載できるサイト内掲示板をつけること。

ウ アクセシビリティ

三重県ウェブアクセシビリティ方針をふまえ、高齢者や障害者を含めて、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、アクセシビリティを確保すること。

(参考) 三重県ウェブアクセシビリティ方針

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/guide/index.htm>

エ サイトのセキュリティ対策

- (ア) 委託者の職員が簡易に操作できるCMS（WordPress等）を準備し、その管理者画面は特定のIPアドレスのみがアクセスできるように対策を講じること。
- (イ) 外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある行為を受けないよう対策を講じること。
- (ウ) セキュリティ対策の作業手順（報告ルール等）を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに県に報告し、対策を講じること。
- (エ) サイト全体を常時SSL化すること。

オ その他留意事項

- (ア) ウェブサイト制作の際は、CMSにより新たなページ作成や更新、修正作業等が容易に行えるようにすること。また、データ入力の際に、ファイル（JPEG、GIF、PDF形式等）を添付してアップロードできるようにすること。またページの所定の位置からそれらのファイルを表示、ダウンロードできるようにすること。
- (イ) 特定のブラウザの固有機能に依存しないように留意し、パソコン及びスマートフォン等で使用可能な最新のブラウザでウェブサイトを表示できること。なお、下記ブラウザの新バージョンが

リリースされた場合、対応を行うこと。

・Microsoft Edge ・Firefox ・Safari ・Chrome ・Mobile Safari

(ウ) 必要に応じ、公開後のページについて、軽微な修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）をできるようにすること。

(エ) アクセス件数の把握、アクセスログ管理が容易にできるようにすること。なお、分析に係る費用は本業務に含むものとする。

(オ) キーワード検索の際に上位に表示されるようSEO対策（検索エンジンの最適化）を施すこと。

ただし、スパム行為など検索エンジン会社のルールに反することは行わないこと。

(カ) ウェブサイトの正式な公開前に、外部からアクセスできないようにすること。

(キ) ウェブサイトについては、以下の内容を満たすよう構築すること。

- ・同時アクセス人数が1,000人対応であること。
- ・レスポンス時間は3秒以内であること。
- ・一般公開を開始してから稼働率が99.9%以上であること。
- ・当初ウェブサイト公開時には500GBのファイルを登録できること。また、運用中にデータ量が5割増しとなっても対応できること。

(2) ウェブサイト公開用のサーバの選定

サーバ環境等について委託者と協議した上で、受託者がクラウドまたはサーバを調達し、安全にホームページを公開できるものを使用すること。

(3) ドメインの使用

ドメインは県の保有するもの「pref.mie.lg.jp」を使用すること。ドメインの設定などについては、委託者のネットワーク受託者と協力して設定すること。

(4) ウェブサイト運用保守

ア マニュアルの作成

作業手順等を記載したマニュアルを作成すること。また、必要に応じ、委託者の職員が行う作業のサポートを行うこと。

イ 対応

(ア) 操作方法の問い合わせに電話またはメール等で対応し、対応時間は平日9時30分から17時30分とすること。

(イ) セキュリティパッチ等のセキュリティ対策を行うこと。

(ウ) CMSとウェブサイト脆弱性があった場合の対応等を実施すること。

(エ) 障害があった場合は、迅速に復旧する等の対応を行った上で、その原因と対応、今後の対策について報告書を提出すること。

(5) ウェブサイトの構築及び動作確認

ア ウェブサイト構築の仕様が分かるような設計書（ドキュメント等）を作成すること。

イ ウェブサイトの構築及び動作確認は、下記【6】スケジュールに沿って行い、ウェブサイトの開設までに担当職員向けにCMS操作説明を行うこと。

ウ ウェブサイトの項目及び内容については、段階的に公開することを可能とする。

【2】みえデコ活デジタル体験モール（仮称）の制作

県民が脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品の購入を検討するに当たって活用できるデジタル体験モール（仮想空間ウェブページを使った体験ツール等を想定）を提案し、制作すること。また、本デジタル体験モールにふさわしい名称を「みえデコ活」をキーワードに提案すること。

なお、本デジタル体験モールは、新しい豊かな暮らしを支える製品「①ZEH等の省エネ住宅、省エネリフォーム、太陽光発電」、「②次世代自動車」、「③省エネ家電」に関するゾーンや「④金融ローンや補助金等の公的支援情報」を紹介するゾーン等を設け、視覚的に製品等がわかるような構成とするとともに、製品の体験や製品を販売する事業者と簡単にマッチングできるよう事業者の情報を案内する機能を有すること。また、委託者と協議して内容を決定し、以下の（1）～（3）に示す内容を満たすこと。

（1）基本内容

- ア デコ活アクションによる省エネ効果（節電額等）や二酸化炭素削減効果を見える化し、測定する機能を搭載すること。
- イ 県民が脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品の購入検討に当たって、将来の省エネ効果（節電額等）を踏まえた料金での比較シミュレーションを容易に行える機能を搭載すること。（代表的な製品を選定（モデル化）して差し支えない。）
- ウ 県民が脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品の購入検討に当たって、相談できる県内事業者の情報を案内する機能を搭載すること。なお、その案内する情報は、本事業【1】で制作するウェブサイトのうち、別紙2「ウェブサイト基本構成案」の3 みえデコ活分野別情報及び6 企業の取組の情報と連携させること。
- エ 幅広い世代が理解しやすく、デコ活アクションへの取組や脱炭素型ライフスタイルへの転換に対する県民自身の行動変容を促すような仕組みを構築し、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」を具体的に想像できるよう、視覚的にもわかりやすく表現すること。
- オ 構築後においても新たなコンテンツを追加できる仕様とすること。
- カ プラットフォーム上での動作検証を行うこと。

（2）ウェブサイトへの掲載

本デジタル体験モールを本事業【1】で制作するウェブサイトに掲載すること。

（3）留意事項

本事業【1】及び【2】で制作するウェブサイト及び本デジタル体験モールを通じて、県民が事業者と相談（オンライン商談）できる機能や、事業者が実地に開催する体験・相談会との連携といった機能を拡張が可能となるような構成とすること。

【3】みえデコ活共同体験・相談会（仮称）の開催

県民が、ZEH等の省エネ住宅や省エネリフォームによる断熱性の向上と健康面での価値、太陽光発電設備や蓄電池の設置による災害面での価値、次世代自動車の利便性や住宅とあわせた蓄電池として

の価値等を実際に体感・体験でき、また補助金等の公的支援情報や環境配慮型の金融サービスについて具体的に相談でき、県民が簡単・便利に事業者（県内の工務店、建材メーカー、省エネ家電販売店、省エネ家電メーカー、次世代自動車販売店、地域金融機関等）とその場で一括してマッチングできる機会を提供するイベントを企画・運営すること。

（１）開催日・開催場所

ア 開催日時

令和7年2月11日（火・祝日）午前10時～午後3時

なお、開催日前日に会場設営を行うこと。

イ 開催場所

メッセウイング・みえ1階展示場全面（津市北河路町19番地1）

ウ 規模

来場者の目安：5,000人程度、参画する事業者の目安：60社程度

エ みえデコ活共同体験・相談会（仮称）の基本構成

- ・ 出展ブース … 参画する事業者（工務店、建材メーカー、省エネ家電販売店、省エネ家電メーカー等）による各種展示エリア
- ・ 地域金融機関相談エリア … 参画する事業者（地域金融機関）による相談エリア
- ・ 次世代自動車展示エリア … 参画する事業者（次世代自動車販売店）による電気自動車等の展示エリア
- ・ イベントテーマエリア … 委託者と本事業の共同事業者による「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」の体感・体験エリア
- ・ 相談・打合せスペース … 来場者と参画する事業者との相談・打合せスペース
- ・ その他 … 自由提案による企画

オ 留意事項

県で以下のとおり本会場を仮予約している状況であり、契約締結後、受託者は本会場の本予約を行うこと。なお、本会場の使用範囲を拡げる場合は、受託者が諸手続きを行い、これに要する費用は委託費に含めること。また、これにより難しい場合は、委託者と協議の上、決定すること。

【仮予約内容】

使用日時 令和7年2月10日（月）午前9時から令和7年2月11日（火）午後6時
うち準備日時 令和7年2月10日（月）午前9時から令和7年2月11日（火）午前10時
うち撤去日時 令和7年2月11日（火）午後3時から令和7年2月11日（火）午後6時
使用する施設 会場：メッセウイング・みえ1階展示場全面（A, B, C）
控え室：1階中研修室

（２）基本内容

ア 実施業務

以下の事項を実施し、来場者の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すようなイベントを企画・運営すること。

- ① 企画・運営業務、委託者との連絡調整
- ② 参画する事業者（県内の工務店、建材メーカー、省エネ家電販売店、省エネ家電メーカー、次

世代自動車販売店、地域金融機関等)との調整

- ③ 実施体制の構築（イベントスタッフ、人員手配を含む）
- ④ 進行、運営スケジュールの管理
- ⑤ 運営マニュアルの作成、参画する事業者向けの説明会の開催
- ⑥ 会場との連絡調整、会場・機材等使用料の支払
- ⑦ 会場の設営、安全管理
- ⑧ 本事業【2】で制作する「みえデコ活デジタル体験モール（仮称）」の体験ブースの設営
- ⑨ 必要に応じて、出演者との交渉・連絡調整及び出演に要する経費の支払
- ⑩ イベントのリスク軽減対策（損害賠償責任保険への加入等）
- ⑪ 事故等緊急時の対応
- ⑫ その他、委託者が必要と認める業務

イ 企画立案

みえデコ活共同体験・相談会（仮称）にふさわしい開催テーマを「みえデコ活」をキーワードに提案すること。

開催趣旨を踏まえ、集客・情報発信の観点で効果的な企画・広報を提案し遂行すること。

来場者に対して、各出展ブース及び各エリアの区分けや内容が分かりやすく伝わり、会場全体をスムーズに回遊できるような会場レイアウトや企画（各エリア・ブースの案内板・社名板の設置など）を提案すること。

また、製品の省エネ効果等を考慮したうえで、補助金情報と合わせて手の届く価格帯で新しい豊かな暮らしが手に入ることをPRすること。

なお、テーマ、会場レイアウトや企画等は、委託者及び本事業の共同事業者と協議の上で決定することとする。

ウ みえデコ活共同体験・相談会（仮称）の運営

(a) 設営・準備・撤去

- ・綿密な計画を作成し、十分な人員の配置、関係者への事前説明や調整を行った上で、余裕をもって事故のないように作業を行うこと。
- ・防災管理、食品衛生管理及び感染症対策を適切に行うこと。
- ・イベントの実施に必要な官公庁等への許認可申請などの手続き業務を行うこと。

(b) 本番運営

- ・委託者及び参画する事業者と連携して十分な人員を配置し、来場者・出展者など会場内にいる人々の安全確保に努めること。
- ・委託者及び参画する事業者と連携、協力し運営にあたること。

エ みえデコ活共同体験・相談会（仮称）に参画する事業者

参画する事業者については、県が公募で決定した事業者60社程度とする。参画する事業者に応じて、臨機応変に対応し、最大限効果が得られるよう企画・運営をすること。

なお、参画する事業者の出展ブースの出展物は、参画する事業者が持ち寄ることを前提として差し支えない。

オ 出展ブース

- ① 出展料は無料とする。出展者数の目安は50社程度とする。
- ② 出展ブースの標準区画は間口3m×奥行3mで、背面にパーテーション1枚、側面の仕切り

のパーティションはなしとする。1 出展者につき、机 2 台、椅子 3 脚までを準備することとする。なお、出展ブースの区画に希望がある場合や、机、椅子が規定以上必要な場合は、可能な限り臨機応変に対応すること。

- ③ 参画する事業者に電源の必要性の有無を確認し、電源を確保すること。(目安：25 ブース程度)
- ④ 参画する事業者の業種ごとにエリアを分けること。
- ⑤ イベント当日、出展者が排出した事業系ごみは、出展者自身が処理するよう説明及び周知すること。

カ 地域金融機関相談エリア

- ① 出展料は無料とする。出展者数の目安は 3 社程度とする。
- ② 出展ブースの標準区画は間口 3 m×奥行 3 mで、背面にパーティション 1 枚、側面の仕切りのパーティション各 1 枚とする。1 出展者につき、机 2 台、椅子 3 脚までを準備することとする。なお、出展ブースの区画に希望がある場合や、机、椅子が規定以上必要な場合、区画内に別途の仕切りが必要な場合は、可能な限り臨機応変に対応すること。
- ③ 参画する事業者に電源の必要性の有無を確認し、電源を確保すること。
- ④ イベント当日、出展者が排出した事業系ごみは、出展者自身が処理するよう説明及び周知すること。

キ 次世代自動車展示エリア

- ① 出展料は無料とする。出展者数の目安は 7 社程度とする。
- ② 出展ブースの区画は、次世代自動車の展示を 1 区画 1 台以上行える範囲とする。1 出展者につき、机 2 台、椅子 3 脚までを準備することとする。なお、出展ブースの区画に希望がある場合や、パーティションの利用の希望がある場合、机、椅子が規定以上必要な場合は、可能な限り臨機応変に対応すること。
- ③ 参画する事業者に電源の必要性の有無を確認し、電源を確保すること。
- ④ イベント当日、出展者が排出した事業系ごみは、出展者自身が処理するよう説明及び周知すること。

ク イベントテーマエリア

- ① 委託者及び本事業の共同事業者と連携し、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」を体感・体験できるエリアを会場の中心付近に設置すること。なお、エリア設置の際は、委託者及び共同事業者と協議の上、来場者に対して視覚的に楽しく、わかりやすいディスプレイを作成のうえ、展示物の設置を共同事業者と協力して行うこと。
- ② 本事業の共同事業者の希望に応じて、事業者が来場者向けにプレゼンテーションを行えるよう資機材(大画面の液晶モニターや机、椅子など)を準備すること。
- ③ 本事業【2】で制作する「みえデコ活デジタル体験モールド(仮称)」の体験ブースを設置すること。なお、資機材はク②と兼ねて差し支えない。

ケ 相談・打合せスペース

- ① 来場者と出展者が自由に相談・打合せができるよう、スペースを設け、机、椅子を設置すること。

コ 集客方法の提案

イベントの企画にあっては、住宅の新築・改築を行う見込みのある世帯又は自動車を購入する見

込みのある世帯等を対象に、どのように集客を図るのか提案し、実施すること。なお、企画は、例えば飲食物を提供するもの（キッチンカー等）や、子ども向けイベント（舞台企画等）等の企画を2種類以上提案すること。ただし、飲食物を提供する企画については、以下の内容を満たすこととする。

- ① 飲食物の提供については、地産地消や食品ロスに配慮して提供する飲食物を選定することとし、委託者と協議の上、決定すること。
- ② 来場者の動線及び会場外からの集客効果を考慮した配置とすること。
- ③ アルコールの提供は不可とすること。
- ④ 飲食物の提供にあたっては、使い捨てプラスチック製の容器等を使用しないなど、環境に配慮した提案をすること。また、飲食物の量の調整を可能とすること等により、食べ残し等の食品ロスの削減に努めること。
- ⑤ イベント当日、出展店舗が排出した事業系ごみは、出展店舗自身が処理するよう説明及び周知すること。
- ⑥ 飲食が可能な机、椅子を設置すること。
- ⑦ 飲食物を提供する場の近傍にごみステーションを設置し、分別をわかりやすく表示すること。
- ⑧ 来場者には、マイバッグ・マイボトルの携帯、ごみの分別や削減を呼びかけること。

サ カーボン・オフセット

イベント開催前に、みえデコ活共同体験・相談会（仮称）から排出される温室効果ガス排出量の算定を行い、カーボンクレジットを調達し埋め合わせを行うこと。

シ デジタル展開

令和7年2月11日から14日までの間、デジタル技術を活用してみえデコ活共同体験・相談会（仮称）の内容の一部を体感・体験できるような仕組みを構築するとともに、県民が参画する事業者と相談できるような機会（例えば、ウェビナーの実施など）を創出すること。

また、その後にあっても、オンライン上で上記の内容が確認できる仕組みを提案し、実施すること。

ス 参画する事業者向けの運営説明会の開催

委託者と協議の上、イベントの開催までに参画する事業者向けに運営説明会を3回程度開催すること。

本運営説明会では、会場の展示内容、会場レイアウト、県民が脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品のPR内容及び広報チラシ・ポスターの内容を決定するとともに、イベントの開催に向けた調整を行うこととする。

本運営説明会の開催に先立ち、出展者の展示内容のとりまとめ、会場レイアウト及び広報チラシの素案を作成すること。

セ アンケートの実施

来場者に対し、来場動機や脱炭素につながる新しい豊かな暮らしにおける意識調査などのアンケートを実施し、集計すること。アンケートの実施にあっては、来場者がスマートフォン、タブレット等で回答できる仕組みを提案し、実施すること。

また、イベントの開催後、参画する事業者に対し、県民が脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品の販売促進効果などのアンケートを実施し、集計すること。

なお、アンケートの内容については、委託者と協議の上で決定すること。

ソ 留意事項

来場者の集計を行うこと。

【4】県民への広報

広報に当たっては以下で示す点を考慮して、本事業【1】で制作するウェブサイトへの誘導や本事業【3】で実施する「みえデコ活共同体験・相談会（仮称）」への集客が図られるよう、ポスター、チラシ等の広報物の作成・配布、SNSを活用した事業周知等、県民等へ効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。

ア 広報物の作成

イベントのロゴ、チラシ、ポスター等を作成すること。また、オンライン広報物（バナー等）、SNSの投稿原稿案を作成すること。各種仕様については委託者と協議のうえ決定する。

なお、広報物の作成には、イベントに係るもののほか、イベント後も県民が脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品の購入等を促すために用いることができる広報バナー等の広報物の作成、提出を含めること。

イ 広報の実施

ウェブページ、県公式SNSアカウントでの広報、県及び参画する事業者等によるチラシ、ポスターの配布を行えるよう、関係者と調整し、実施すること。その他、必要に応じて、民間媒体を活用した広報を企画提案し、実施することも可能とする。

ウ 著作権等

（ア）本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県に移転するものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。

（イ）三重県のホームページへの掲載等のため、二次利用について承諾することとする。

エ 留意事項

完成までに、県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

【5】事業の効果検証

以下の事項をまとめた報告書、集計データを委託者に提出すること。

なお、以下のエ及びオの推計方法・算出方法については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

ア ウェブサイトのアクセス数、みえデコ活デジタル体験モール（仮称）のアクセス数、関係する補助金や県の脱炭素に関連する取組のサイト等へ誘導したアクセス数の集計結果

イ みえデコ活共同体験・相談会（仮称）の来場者数、来場者に対するアンケートの集計結果

ウ みえデコ活共同体験・相談会（仮称）に参画する事業者に対するアンケートの集計結果

エ 上記アからウを基に、県民の行動変容数を推計した結果

オ 上記エを基に、環境省の地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞等を活用して算出した温室効果ガス排出量削減効果

カ 広報媒体毎の宣伝効果を示したもの

【6】スケジュール

事業実施に係るおおよそのスケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、委託者と協議

の上、決定する。

	令和6年 10月	11月	12月	令和7年 1月	2月
受託事業者決定、 委託契約締結	●				
参画する事業者向け の運営説明会		第1回	第2回	第3回	
ウェブサイトの設置		⇒ ●	● ⇒		
みえデコ活デジタル 体験モール（仮称）の 設置				●	
みえデコ活共同体験・ 相談会（仮称）の開催					●
実績報告書の提出					●

- ・ 令和6年10月中下旬頃 受託事業者決定、委託契約締結
- ・ 令和6年11月上旬から ウェブサイトの構築・動作確認
- ・ 令和6年11月下旬頃 参画する事業者向けの運営説明会（第1回）
ウェブサイトのCMS操作説明
- ・ 令和6年12月上旬頃 ウェブサイトの公開開始
- ・ 令和6年12月下旬頃 参画する事業者向けの運営説明会（第2回）
- ・ 令和7年1月下旬頃 みえデコ活デジタル体験モール（仮称）の設置
参画する事業者向けの運営説明会（第3回）
- ・ 令和7年2月11日 みえデコ活共同体験・相談会（仮称）の開催
- ・ 令和7年2月20日まで 受託者から委託者へ実績報告書を提出

【7】その他

【1】～【6】の内容に関わらず本事業の実施に際し必要な費用はすべて委託金額に含むものとする。

5 打合せ

- (1) 受託者は、本業務を施行するに当たり委託者と綿密な打合せを実施し、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。
- (2) 少なくとも月1回は打合せを行い、事業の進捗及び作業内容の説明・協議等を行うこと。
- (3) 受託者は打合せの都度、委託者と受託者が相互に共通の認識が図られるよう、適切な資料及び議事録を作成・提出し、委託者及び受託者において保管するものとする。
- (4) 打合せは対面形式以外にも、オンライン形式等も考慮して実施し、打合せに必要な費用は契約金額に含むこと。

6 納品物品

- (1) システム運用マニュアル

書類1部、電子媒体1部

(2) ウェブサイトコンテンツデータ（バナーデータも含む）	電子媒体 1 部
(3) ウェブサイト設計書	電子媒体 1 部
(4) ウェブサイト及びSNS広告実績レポート（毎月）	書類 1 部、電子媒体 1 部
(5) みえデコ活デジタル体験モール設計書	電子媒体 1 部
(6) 委託業務実績報告書	書類 1 部、電子媒体 1 部
(7) その他県が指示するもの	電子媒体 1 部

7 全体留意事項

- (1) 契約の日から起算して5営業日以内に、業務の推進体制、役割分担、スケジュールその他業務実施について定めた「業務実施計画書」を委託者に提出し、承認を受けたうえで業務に取り掛かること。
- (2) 原則として、県と合意した「業務実施計画書」に従って作業を実施すること。
- (3) 業務の遂行にあたり、業務計画書の内容に変更が必要となる場合は、県と協議し、「業務実施計画書」を再提出の上、承認を得ること。
- (4) OA機器、机、椅子及び電話等の事務環境は、必要なものを受託者が用意すること。また、環境整備、作業場所（委託者が提供する場合を除く。）及び電話等の通信費等委託業務実施に要する一切の費用は、全て受託者の負担とする。
- (5) 本業務により新たに生じた著作権については、すべて三重県に帰属するものとする。また、受託者は、本業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに三重県にその旨を書面により報告すること。
- (6) 本業務を処理するための個人情報及び三重県の機密事項の取扱いについては、本業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。
- (7) 受託者は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (8) 本業務において想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）」を順守して業務を行うこと。当該ポリシーに接触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、県に報告を行い、支持のもと速やかに対応すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、速やかに三重県まで連絡し、協議の上、決定すること。
- (10) 業務完了後、1年以内に受託事業者の責めに帰すべき事由による障害等が発生した場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、これに要した費用はすべて受託事業者の負担とする。

8 環境への配慮事項

業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこととする。

基本方針URL <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>